

コミットメント型ライツ・オファリングの円滑化に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 24 年 3 月 26 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

ライツ・オファリングのスキームでは、新株予約権が無償割当てされた後、新株予約権行使がされなかった新株予約権について、発行者が取得条項に基づき取得した上で証券会社に売却し、当該証券会社が権利行使をして取得した株式を市場等で売却するスキーム（以下「コミットメント型ライツ・オファリング」という。）が市場関係者において想定されている。

現行、金融商品取引所に上場していない新株予約権は、一部のものを除き機構の取扱対象となっていない。しかし、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、上場廃止後に行われる発行者から証券会社への新株予約権の売却及び当該証券会社による新株予約権行使の処理に関し、関係者における処理の効率化の観点から振替制度で取り扱うことが求められている。

このため、当機構では、コミットメント型ライツ・オファリングの円滑化を図る観点から、上場廃止後の一連の処理についても振替制度で取り扱うことができるよう株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）及び株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

2. 改正概要

コミットメント型ライツ・オファリングにおいて、上場廃止となった新株予約権を機構の取扱対象とする。

（規程第 6 条、規則第 2 条、第 38 条）

3. 施行日

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

以 上